

宇城市新型インフルエンザ等対策行動計画 の改定概要について

令和8年（2026年）4月
宇城市 健康づくり推進課

はじめに

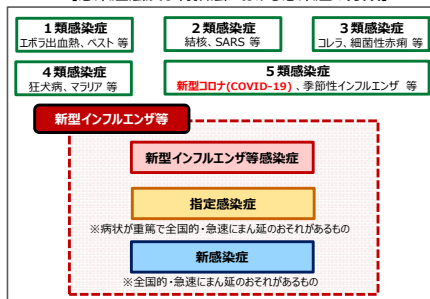
1 計画の趣旨・経緯

- 新型インフルエンザ等の新たな感染症危機への対策に関する基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等を示す計画
- 宇城市では、平成26年(2014年)に策定
- 新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、政府行動計画及び熊本県行動計画に基づき改定

2 計画の位置付け・期間

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される市町村行動計画として策定
- 新型インフルエンザ等が発生した場合は、その対応経験をもとに、随時見直し

【感染症法及び特措法における感染症の分類】



第1章 基本的な方針

1 対策の目的

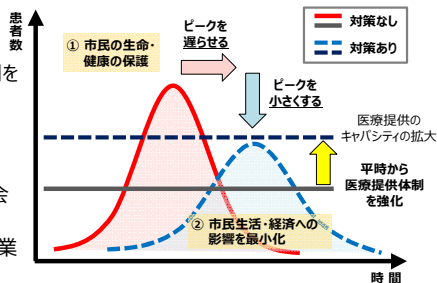
① 市民の生命及び健康の保護

- 感染拡大防止措置により流行のピークを遅らせ、小さくすることで、ワクチンの接種体制整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- 感染拡大防止と社会経済活動のバランスを踏まえた対策の柔軟な切替えにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる
- BCPの策定・実行等を通じて、医療提供又は市民生活及び社会経済活動の安定確保に寄与する業務の維持に努める

【新型インフルエンザ等対策のイメージ】



2 対策の基本的な考え方

- 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、**新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定**し、対策の選択肢を示す
- 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、**人権への配慮、対策の有効性、市民生活・経済に及ぼす影響等を総合的に勘案**し、実施すべき対策を決定・実行

3 時期区分の想定

- **各種対策を切り替えるべきタイミングを明確化**するため、3つの時期区分を想定
- 発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切替え

準備期 (平時)	新型インフルエンザ等の発生前(平時)に、予防や事前準備などの備えに取り組む期間
初期期	新型インフルエンザ等の可能性がある感染症を探索して以降、国が発生を公表し、市対策本部を設置することを検討するなど、初動対応にあたる期間
対応期	国の基本的対処方針等に基づく対策を講じ、特措法によらない基本的な感染症対策に移行するまでの期間

4 対策実施上の留意事項

- **平時の備えを充実**させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- 対策を実施する際は、**基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限**とする
- **感染症危機下の災害対応についても想定**し、平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- 対策の実施に係る記録を作成・保存・公表 等

5 複数の対策項目に共通する横断的視点

- 人材育成**
 - 実践的な訓練・研修を通じて、感染症危機管理に携わる人材を育成
- 国及び県との連携**
 - 平時から役割分担を整理し、相互の連携体制やネットワークを構築
- DX(デジタル・トランスフォーメーション)の推進**
 - 有事での活用も念頭に、平時業務におけるICT化等を着実に推進

第2章 各対策項目の取組み

新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、**対策項目を従来の4項目から7項目に拡充**

「市民の生命及び健康の保護」「市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化」の実現に向け、各項目の取組みを一連の対策として実施

新規項目

対策項目	概要	準備期	初期期	対応期
①実施体制	有事の業務・必要人員等の整理、国及び県等との連携強化 特措法に基づく市対策本部の設置の検討 市対策本部を設置し、対策の検討・立案・実施	準	初	対
②情報提供・共有 リスクコミュニケーション	基本的な感染対策等の啓発、有事の情報提供の在り方の整理 各種媒体を活用した迅速な情報提供・共有、偏見・差別の防止 科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に発信	準	初	対
③まん延防止	基本的感染対策の徹底及び有事対応の理解促進 BCPに基づく対応の準備	準	初	対
④ワクチン	医師会等と連携し、接種体制の検討、DXの推進 国の実施方針に基づく接種体制の速やかな構築 必要に応じて接種会場の増設等の検討	準	初	対
⑤保健	健康観察及び生活支援への協力	準	初	対
⑥物資	感染症対策物資等の計画的備蓄及び管理	準	初	対
⑦市民生活・経済 の安定確保	新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る仕組みの整備 遺体の火葬及び安置体制の整備 国の財政支援を活用した経営影響の緩和、効果的な支援措置の実施	準	初	対

1 計画の趣旨・経緯

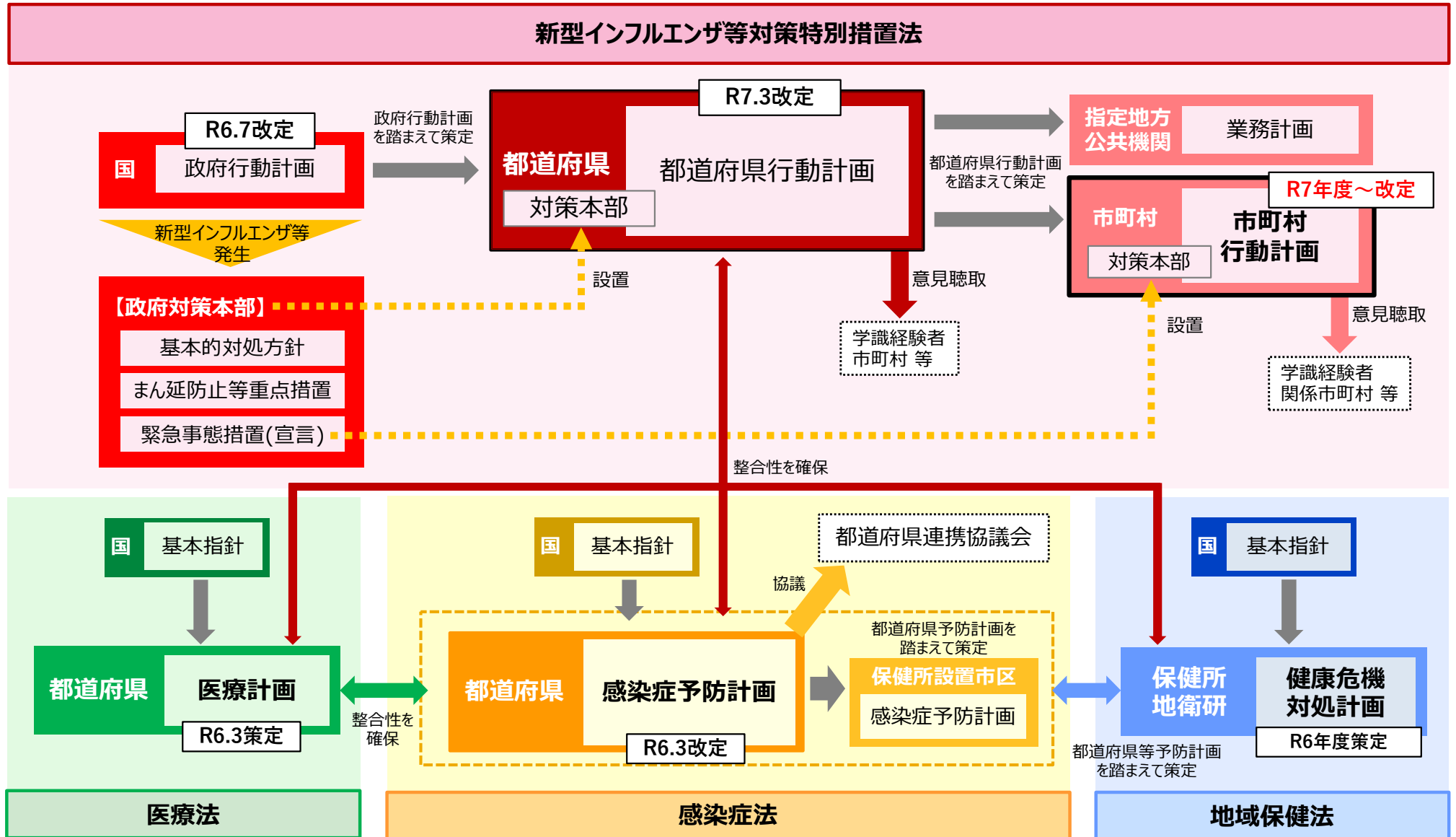
- ◆ 新型インフルエンザ等の**新たな感染症危機への対策**に関する**基本的な方針や実施する措置、関係機関の役割等**を示す計画
- ◆ 宇城市では、平成26年(2014年)に策定
- ◆ 新型コロナウイルス感染症対応の課題や関係法令の改正等を踏まえ、政府行動計画及び熊本県行動計画に基づき改定

2 計画の位置付け・期間

- ◆ 新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条に規定される**市町村行動計画**として策定
- ◆ 県行動計画との整合を図る観点から、県行動計画と同様に**概ね6年ごとに市行動計画を改定**

はじめに 計画の概要

<特措法の主な枠組み及び関連計画>



1 対策の目的

① 市民の生命及び健康の保護

- 感染拡大防止措置により**流行のピークを遅らせ、小さくする**ことで、ワクチンの接種体制整備等の期間を確保しつつ、医療提供体制への負荷を軽減させる

② 市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化

- **感染拡大防止と社会経済活動のバランス**を踏まえた対策の柔軟な切替えにより、市民生活及び社会経済活動への影響を軽減させる
- BCPの策定・実行等を通じて、医療提供又は市民生活及び社会経済活動の安定確保に寄与する業務の維持に努める

2 対策の基本的な考え方

- ◆ 特定の感染症や過去の事例のみを前提とするのではなく、新たな呼吸器感染症等が流行する可能性も想定し、**対策の選択肢を示す**
- ◆ 発生した感染症の特徴や流行状況等を踏まえ、人権への配慮、対策の有効性、市民生活・経済に及ぼす**影響等を総合的に勘案し、実施すべき対策を決定・実行**

第1章 基本的な方針

<感染症法及び特措法における感染症の分類>

感染症

1類感染症

エボラ出血熱、ペスト 等

2類感染症

結核、SARS 等

3類感染症

コレラ、細菌性赤痢 等

4類感染症

狂犬病、マラリア 等

5類感染症

新型コロナ(COVID-19)、季節性インフルエンザ 等

※病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(R2年1月に、中国からWHOに対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)に限る。

新型インフルエンザ等

=特措法(行動計画)の適用対象

新型インフルエンザ等感染症

新型インフルエンザ

指定感染症

※病状が重篤で全国的・急速にまん延のおそれがあるもの

再興型インフルエンザ

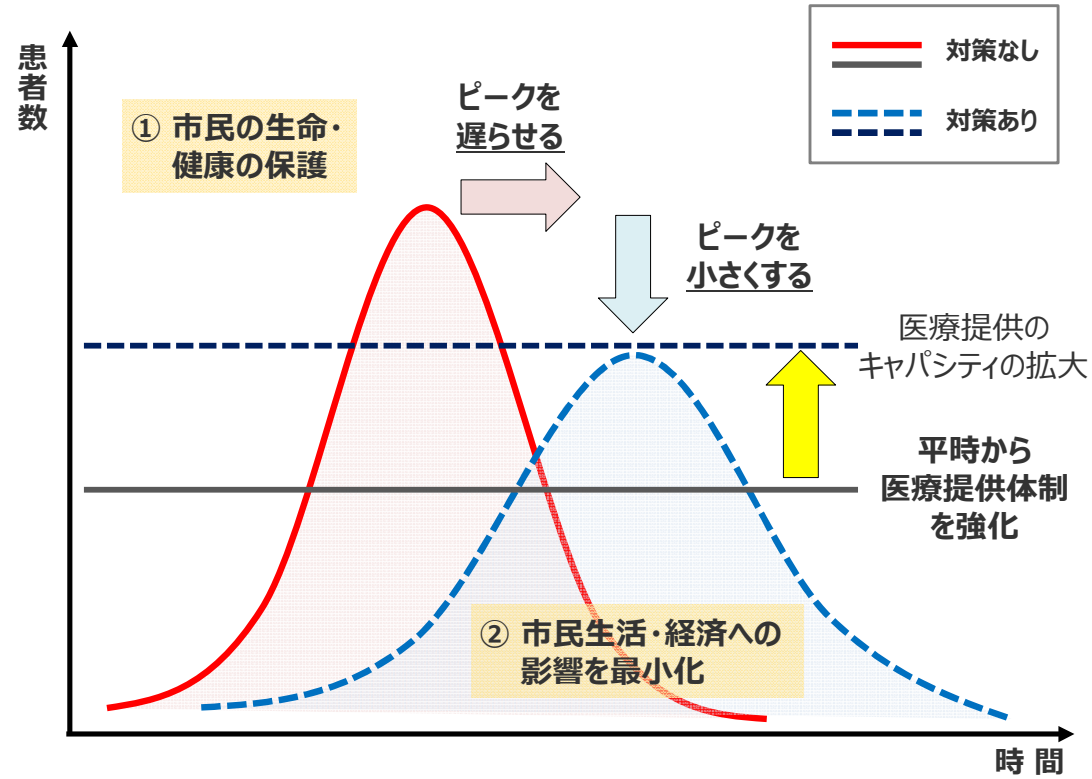
新感染症

※全国的・急速にまん延のおそれがあるもの

新型コロナウイルス感染症

再興型コロナウイルス感染症

<新型インフルエンザ等対策のイメージ>



3 時期区分の想定

- ◆ 対策を切り替えるべきタイミングを明確化するため、従来の時期区分から新たな3つの時期区分を想定
- ◆ 発生した感染症の特徴や流行状況等に応じて、柔軟に対策を切替え

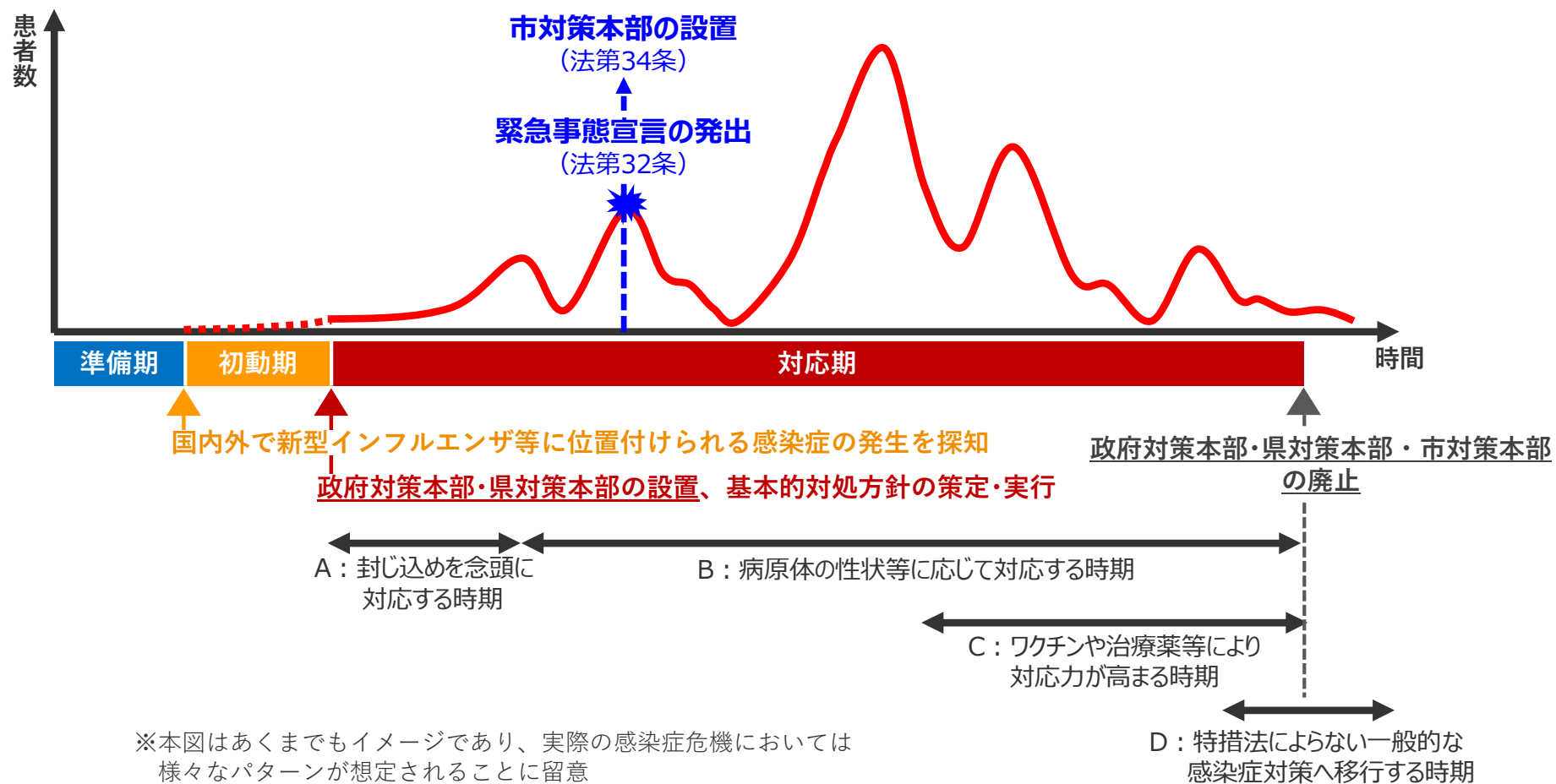
<従来の時期区分>

未発生期
海外発生期
県内未発生期
県内発生早期
県内感染期
小康期

<新たな時期区分>

準備期 (平時)	<ul style="list-style-type: none">• 新型インフルエンザ等の発生前に、予防や事前準備など平時の備えに取り組む期間
初動期	<ul style="list-style-type: none">• 国内外で新型インフルエンザ等に位置付けられる可能性がある感染症が発生して以降、主に次の対応が行われる期間<ul style="list-style-type: none">➢ 厚生労働大臣による新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表➢ 特措法に基づく政府対策本部及び県対策本部の設置➢ 基本的対処方針を策定、実行されるまで➢ 市対策本部を設置することを検討
対応期	<ul style="list-style-type: none">• 政府対策本部の設置後、基本的対処方針等に基づく対策等を講じる期間• 中長期的に複数の感染拡大の波が生じることも想定し、さらに4つのフェーズに区分<ul style="list-style-type: none">(A) 封じ込めを念頭に対応する時期(B) 病原体の性状等に応じて対応する時期(C) ワクチンや治療薬等により対応力が高まる時期(D) 特措法によらない基本的な感染症対策に移行する時期

<発生段階に応じた時期区分のイメージ>



4 対策実施上の留意事項

- ◆ 平時の備えを充実させ、訓練等により迅速な初動体制を確立する
- ◆ 対策を実施する際は、**基本的人権を尊重し、対策による制限は必要最小限とする**
- ◆ **感染症危機下の災害対応についても想定し、**平時から防災備蓄や医療提供体制の強化等を推進する
- ◆ 対策の実施に係る記録を作成・保存・公表 等

5 複数の対策項目に共通する横断的視点

① 人材育成

- 実践的な訓練・研修を通じて、**感染症危機管理に携わる人材を育成**

② 国及び県との連携

- 平時から役割分担を整理し、**相互の連携体制やネットワークを構築**

③ DXの推進

- 有事での活用も念頭に、**平時業務におけるICT化等を着実に推進**

第2章 各対策項目の取組み

新型コロナウイルス感染症対応の課題等を踏まえ、**対策項目を従来の4項目から7項目に拡充**

市民の生命及び健康の保護 「**市民生活及び社会経済活動に及ぼす影響の最小化**」
の実現に向け、各項目の取組みを一連の対策として実施

旧計画（4項目）

実施体制

情報収集・共有

まん延防止

市民生活・経済
の安定確保



改定計画（7項目）

実施体制

情報提供・共有
リスコミ

まん延防止

ワクチン

保健

物資

市民生活・経済
の安定確保

第2章 各対策項目の取組み

時期区分の
切替えポイント

- 平時（予防や事前準備等） → ● 新型インフルエンザ等の発生の疑い → ● 厚生労働大臣による発生の公表
- 流行初期(公表から約3か月) → ● 流行初期以降
- 政府対策本部設置、基本的対処方針の策定・実行

対策項目	準備期	初動期	対応期
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市行動計画又は業務計画の策定・改定 ・ 有事の業務・必要人員等の整理、国及び県等との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特措法に基づく市対策本部の設置の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市対策本部を設置し、対策の検討・立案・実施 ・ 国の財政支援の活用及び財源確保
2 情報提供・共有 リスクコミュニケーション	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的な感染対策等の啓発、有事の情報提供の在り方の整理 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各種媒体を活用した迅速な情報提供・共有、偏見・差別の防止 ・ 一般的な問合せ対応を行うコールセンターの設置 ・ 高齢者、子ども、外国人、視覚や聴覚が不自由な方等に適切に配慮した内容や方法で情報提供・共有 	<ul style="list-style-type: none"> ・ コールセンターの拡充 ・ 科学的知見に基づく情報を繰り返し丁寧に発信
3 まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> ・ 基本的感染対策の徹底及び有事対応の理解促進 ・ 相談先への連絡、不要不急の外出自粛等の有事対応の理解促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ BCPに基づく対応の準備 	
新規 4 ワクチン	<ul style="list-style-type: none"> ・ 予防接種に必要な資材・供給量及び配送事業者の把握 ・ 医師会等と連携した接種体制の検討 ・ 予防接種事務のデジタル化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 接種に必要な資材の適切な確保国の実施方針に基づく接種体制の速やかな構築（会場確保、人員配置、関係機関との連携、全庁的体制の整備） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ワクチン供給・割当の調整及び地域間の融通体制の確保 ・ 必要に応じて接種会場の増設等の検討 ・ 接種情報の提供・共有

第2章 各対策項目の取組み

時期区分の
切替えポイント

- 平時（予防や事前準備等） → ● 新型インフルエンザ等の発生の疑い → ● 厚生労働大臣による発生の公表
- 流行初期（公表から約3か月） → ● 流行初期以降
- 政府対策本部設置、基本的対処方針の策定・実行

対策項目	準備期	初動期	対応期
新規 5 保健			<ul style="list-style-type: none"> ・ 県が実施する健康観察及び生活支援への協力
新規 6 物資	<ul style="list-style-type: none"> ・ 感染症対策物資等の計画的備蓄及び管理 		
7 市民生活・経済 の安定確保	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新型インフルエンザ等の発生時における支援の実施に係る仕組みの整備（関係機関連携、行政手続のデジタル化、情報の確実な周知） ・ 感染症対策物資、食料品・生活必需品等の備蓄及び備蓄勧奨 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 遺体の火葬及び安置体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民生活の安定確保に向けた心身影響対策の推進 ・ 要配慮者支援及び教育継続支援の実施 ・ 国の財政支援を活用した経営影響の緩和、効果的な支援措置の実施